令和６年度

部活動に係る活動方針

八戸市立下長中学校

１　部活動の目的

部活動は，生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして，学校教育の一環として行われるものである。

本校については，部活動を通して，技能や知識の習得の他，生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに，心身の健康の増進，好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

２　運営方針

（１）部活動の目的や指導方針，望ましい休養日や活動時間等について，全教員で確認し，共通実践を推進する。

（２）部活動は全教員が担当し，一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに，協力して運営・指導にあたる。

（３）部活動の活動方針，各部の年間計画や活動計画について，保護者や地域住民に対して周知し，理解と協力が得られるよう努める。

（４）生徒の安全を第一に考え，施設・設備等の安全点検を行うとともに，大会等の引率時における生徒の把握，活動時の安全確認等についても十分に配慮する。

（５）生徒の休養日及び活動時間等については，生徒の発達段階を考慮するとともに，「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ，本校では以下のように定める。

①　休養日について

ア　週あたり２日以上の休養日を設ける。

・平日は１日以上（原則として水曜日を休養日とする。）

・土日のいずれか（３連休でもいずれか１日を休養日とする）

※大会参加で土・日曜日の両日活動した場合は，翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替える。

イ　長期休業中の扱い
・土日のいずれかを休養日とする。
・週の活動時間の上限を１６時間未満とする。
・長期休養期間を下記のように設け、活動を行わない。
８月１３日～　８月１６日
１２月２９日～　１月　３日

ウ　テスト期間は部活動を行わない。ただし、県大会などの上位の大会が定期考査直後に控えている場合で、保護者からの要望があった生徒に限り、校長の許可を受けて１時間程度の活動を行うことができる。その場合は生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

②　活動時間
ア　平日の活動時間は，２時間程度とする。

イ　休業日の活動時間は，３時間程度とする。
（但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないように十分に配慮し、計画的に実施する。）
ウ　長期休業の活動時間については，休業日の活動時間に準じて，３時間程度とする。但し，週あたり１６時間未満までとする。

エ　生徒の退下完了時刻は，４月から９月は午後６時１５分，１０月から３月は午後６時とする。
※土日祝及び長期休業中の活動時間帯は、原則午前８時３０分～午後４時とする。

オ　原則として，時間を延長しての活動は行わない。
◎但し，生徒及び保護者からの要請を受け，顧問も同意した場合，校長の判断のもと，以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。
・運動部については，中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前３週間，吹奏楽部については，吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの前３週間，家庭部、科学部、美術部については、本校文化祭の前３週間とする。
・その場合，保護者から延長に関する同意を得る。また、生徒の退下完了時刻は，４月から９月は午後７時、１０月から３月は午後６時４５分とする。

カ　朝練習は行わない。

③　練習試合や大会・コンクール等への参加
ア　顧問は，年間を見通して，生徒の学習や生活等への影響，保護者の負担等に十分配慮し、練習試合の実施回数や，参加する大会・コンクールの数を精査する。

イ　練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は，公共交通機関，貸切バス・タクシー等の利用，もしくは，保護者の自家用車を原則とし，教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

ウ　練習試合や大会の参加・活動については、原則として、八戸市内及び三戸郡・上十三地方を範囲とする。

３　指導方針

（１）生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう，生徒個々に目標や課題をもたせ，目標達成や課題解決が図られるよう支援する。

（２）生徒の健康に考慮し，本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに，過度な活動内容とならないよう配慮する。

（３）豊かな人間性や社会性を育むため，生徒の努力を認め，励ます，肯定的な指導と，コミュニケーションを大切にした指導に努める。

（４）体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し，生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや，セクシャルハラスメント・パワーハラスメント，生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。

（５）外部指導者を活用する場合は，年度当初に校長の承認を得るとともに，「部活動に係る活動方針」および別に定める部活動外部指導者（コーチ）に関する規定に沿って指導が行われるよう，共通理解を図る。

＊委嘱状の交付及び保険への加入以前に外部指導者が指導にあたることが絶対にないようにする。

＊外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長及びＰＴＡ会長が、不適任と認めた場合、当該指導者を解任できる。

４　本年度設置される部活動

運　動　部	野球部
	サッカー部
	バスケットボール部（男・女）
	バレーボール部（男・女）
	卓球部（男・女）
	陸上競技部（男・女）
	ソフトテニス部（男・女）
	水泳部（男・女）
	柔道部（男・女）
	剣道部（男・女）
	アイスホッケー部
	スピードスケート部

文　化　部	吹奏楽部
	家庭部
	科学部
	美術部

5　**顧問が運営・指導する際の留意点**

（１）年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては，次の点に留意する。

①　年間計画については，学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに，校長の承認を得て保護者に説明，配付する。

②　活動計画については，毎月２５日をめどに翌月の活動計画を作成し，校長，教頭から承認を得る。また，承認を得た活動計画の原本は，ファイルに綴じて職員室に保管し，全教職員が共有できるようにする。

③　実績報告書については，月末に作成し，校長，教頭に提出する。また，確認後は，事務に原本を渡し，写しをファイルに綴じて保管する。

（２）顧問は，毎月２８日をめどに，生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。

（３）部活動の必要経費を保護者から集金する際は，支出目的を明確に示すとともに，学校徴収金に準じて厳正に取扱い，会計報告書を校長並びに保護者に提示する。

（４）顧問は，外部指導者を活用する場合，練習日程や活動内容等について，共通理解を図りながら指導にあたる。

（５）顧問は，生徒の活動に立ち会い，直接指導または見守りをするのが原則であるが，やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は，他の教員に協力を依頼し，活動内容を伝達する。

（６）顧問は，生徒の安全面を考慮し，練習場所の安全点検を行うとともに，完全退下時刻を厳守する。

（７）顧問は，練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また，部活動中に，生徒がけがをした場合は，管理職及び養護教諭に報告するとともに，保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。